こども家庭庁　令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
9	Ⅱ 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること	児童扶養手当の現況届について、現行制度において特段の事情がある場合や全部支給停止者を除き原則対面によらず提出が必要であるところ、全部支給停止や一部支給停止者のうち、家庭に対し支援情報の提供を行い、生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合に、かつ、受給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面によらない方法（郵送等）も可能とすること。	児童扶養手当の現況届については、法令上の定めはないものの、厚生労働省通知等により、「特段の事情がある場合及び一定の全部支給停止者を除き、対面による手続のより一層の徹底」が依頼されており、原則対面での実施が求められている。 しかしながら、受給資格者の中には平日に仕事を休めない方が多く、特にお盆期間中に来庁が集中し、ピーク時は待ち時間を含め手続に1時間以上も要するなど、受給者の大きな負担となっている。加えて、手続の中で受給資格の確認にあたりプライバシーに関する聞き取りをすることがあるが、待合人数が多く窓口との間に十分なスペースを確保することが難しいため、プライバシーの保護に配慮した窓口運営に苦慮している。 また、ひとり親の方の中には就労環境が不安定な場合が多く、当該手続のために平日に無理に休みを取得されている場合も多い。児童扶養手当の支給の目的であるひとり親家庭の自立支援に反する状況であると考えている。 現況届提出に当たる対面での手続を受給者に対する支援強化の場として活用されている場合もあると承知しているため、全てを対面にふらない手続（郵送等）にすべきということではないが、受給資格の確認が書面でできない方や相談機関との連携が必要な方等を除き、家庭に対し支援情報の提供を行い生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合であって、かつ、受給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面によらない方法（郵送等）であっても受給者の支援に支障はないと考えている。 具体的には、当市においては、LINEによる支援情報の提供及び自立支援員へのメールによる相談相談の受付など、現況届提出時に限らずひとり親の方が相談したいと思うタイミングで相談ができるよう支援を行っている。 なお、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止が特段の事情とされ、実際に児童扶養手当の現況届について郵送での提出を可能とする対応を行ったが、手続や支援の実施に大きな支障はなかった。	受給者が仕事を休むことなく手続可能となるとともに、来庁者の待ち時間が大幅に軽減されるなど、住民サービスの向上につながる。また、地方公共団体の窓口対応にかかる時間が削減され、現況届手続き時に限らない常時の相談支援など、本来の制度目的に沿った業務の強化につながる。	児童扶養手当法施行規則第3条の5、平成29年4月28日付け雇児福発0428第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」	こども家庭庁	豊橋市			札幌市、宮城県、ひたちなか市、船橋市、川崎市、韮賀県、豊中市、茂木市、広島市、高松市、高知県、熊本市、別府市、宮崎市	○自立＝就業を目的とした制度にも関わらず、平日に対面の手続きを求める現行制度は矛盾しており、改善が望まれる。 ○受給資格者の利便性やプライバシー保護を考慮すると、全てを対面での手続きにすべきとは考えていない。 ○提案どおりに実現してよい ○現況届の提出は原則対面による手続きを行うこととされていることから、来庁するために仕事を休むなど、就労環境が不安定な場合が多いひとり親世帯にとって負担となっている。 別途、受給者が必要に応じて相談できる環境が整備されており、受給資格に係る生活状況の確認も行われている場合には、対面により現況届の提出が可能であるとの選択肢を設けることにより、受給者の負担軽減を図ることができる。 ○コロナ禍で対面や密を避けるために、令和2、3年度の現況届の提出は郵送で実施した。支援情報の提供や相談支援の機会が図らないよう、LINEや郵送通知による情報発信をしたり、現況届に生活状況に関するアンケートを同封し、回答状況により母子・父子自立支援員から電話をかけて相談支援を行った。 提案にあるように、すべての人を郵送にする必要はないが、必要に応じて郵送での提出を認めることで、ひとり親家庭の自立促進と市民サービスの向上につながると考える。	児童扶養手当の現況届については、特段の事情（※）がない場合等は、対面による手続をお願いしているところ。 （※）受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合 これは、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）において、 ・毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる休制を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことが盛り込まれたこと、 ・児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うことされたことによるものであるところ。 これらの趣旨も踏まえながら、児童扶養手当の現況届の手続きについて、ご提案の内容も含め検討をすることとしたい。	児童扶養手当の現況届については、特段の事情（※）がない場合等は、対面による手続をお願いしているところ。 （※）受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合 これは、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）において、 ・毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる休制を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことが盛り込まれたこと、 ・児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うことされたことによるものであるところ。 これらの趣旨も踏まえながら、児童扶養手当の現況届の手続きについて、ご提案の内容も含め検討をすることとしたい。	本提案は、一律で対面によらない届出を可能とすることを求めるものではなく、全部支給者や一部支給停止者のうち、家庭に対し支援情報の提供を行い、生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合であって、かつ、受給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できるときなど、ひとり親家庭の継続的なフォローや不正受給防止対策が十分に整った場合に限り現況届の対面によらない届出を可能とすることを求めるものです。 御指摘のとおり、児童扶養手当の現況届を相談支援強化の機会とすることは、ひとり親家庭支援を行うえで、最も効率的かつ効果的であると認識しております。そのため、当市でも現況届の案内において各種支援情報を一冊にお届けし、就労相談や、自立支援・生活向上のための講習会の紹介につなげているほか、ひとり親家庭支援LINEの登録を呼びかけ、情報提供と相談支援の強化を図っています。 また、不正受給防止対策についてですが、現況届を原則対面による手続とすることで不正受給を防止するには、窓口の収支の証拠書類を提出させ、生活状況や妊娠の有無などを細かくヒアリングする必要があります。しかし、平成28年6月16日付雇児福発0616第1号　厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童扶養手当の現況届等について」では、「児童扶養手当の受給に伴う課題等の手続きが過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします」とあり、現況届を対面で行う場合でも、生活状況や収支などを口頭で聞き取るのみとしているのが実情です。当市では、郵送による手続においては、口頭聞き取りの内容を職員が「確認調書」に明記し、これに本人が氏名等を記入して提出する形をとっておりますが、これは、対面による口頭確認と大差ないものと考えます。さらに、日頃から定期的に公簿上で受給資格を確認し、疑義がある場合には手当を差しとめたうえで来庁による手続を促すほか、市民から事実婚や疑い等の通報が入った場合には、速やかに調査を行うことで不正受給を防ぐ対応をしています。 こうした取組を講ずることで、対面によらない届出であっても対面による届出と同程度のひとり親家庭の支援や不正受給対策を図ることができるため、必要な対策を講じたとて対面によらない届出を可能とすることで、住民サービスの向上や未来の制度目的に沿った業務の強化につながるものと考えます。 加えて、政府においては、「書面規制、押印、対面規制の見直し（令和2年7月2日規制改革推進会議取りまとめ）」に基づき、対面規制について新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの緊急対応のみならず、「恒久的な制度的対応」を求めているものと考えています。 以上の点を踏まえ、児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすることについて、引き続き前向きに御検討をくださいますようお願いします。

こども家庭庁　令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
―	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		児童扶養手当の現況届において、特段の事情（※）がない限り対面による手続をお願いしているのは、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題に行き届いた支援を行うこと、また、児童扶養手当の不正受給の防止を図ることを目的としているため。 （※）受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合 一方で、受給者の手続き簡素化や利便性などについて考慮する必要もあると考えており、これらの課題等を踏まえ、児童扶養手当の現況届の手続きについて、令和5年度末までに検討し、結論を得ることとしたい。	5【厚生労働省】 (34)児童扶養手当法（昭36法238） （ⅱ）児童扶養手当の受給者による現況の届出（施行規則4条）については、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討し、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について（その2）」(令2厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)における現況届の取扱いを考慮しつつ、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずる。	(34)（ⅱ） 検討中	未定	児童扶養手当の受給者による現況の届出について、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討。	児童扶養手当の受給者による現況の届出について、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずる。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
56	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	障害福祉等各制度の申請に係る医師の意見書や診断書等の電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続のオンライン化	障害福祉等各制度の申請の際に添付が必要な医師の意見書や診断書等について、従来の紙媒体による提出に加え、電子的方法による提出を可能とする。具体的な方法は、①若しくは②のいずれかを想定。 ①診断書・意見書等の内容を、医療機関が定型の電子フォームに入力、送信することを可能とする。 ②紙の診断書・意見書等をPDF等の電子データで送信することを可能にする。 上記と併せて、エクセル等による全国統一の電子フォーマットファイルまたは入力フォームをお示しいただきたい。	行政手続に係る添付資料の省略については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定があるが、これには医師の診断書・意見書等は含まれず、障害福祉分野等における行政手続のオンライン化が進まない。そのため、以下のような事務において障害者は医師のもとへ意見書等を取りに行く必要があり、行政手続きのオンライン化のメリットを享受できていない。 【具体的事例】 都道府県への速達を要する事務・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院、更生医療)、特別児童扶養手当制度（中でも自立支援医療(精神通院)は対象者の多い障害福祉制度である。） 市町村完結事務…障害福祉サービス介護給付費(区分認定(介護保険要介護認定も類似事務)、障害児福祉手当、特別障害者手当制度（中でも障害支援区分認定事務は対象者の多い障害福祉制度である。） 市町村における行政手続のオンライン化が進まない背景の一つとして、市町村から都道府県への速達を要する事務において、都道府県側のオンライン事務体制が整っていないことが挙げられ、市町村だけがオンライン申請に対応しても効果が得られない。そのため、市町村だけではなく都道府県も含めて電子データで申請書および医師の意見書等の添付書類を受けられる一体的な環境整備が必要であるが、上記事務の添付書類の電子的方法による提出がその端緒となることを期待して、本件提案に至った。	オンライン申請が可能になり、障害者の利便性が向上し、医療機関による診断書・意見書の作成の負担が軽減する。行政機関のペーパーレス化が進み、事務処理の迅速化、検索性の向上、省スペース化等の業務効率の向上が期待できる。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条、身体障害者福祉法第15条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条及び第15条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第6条、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第10条、介護保険法第27条	デジタル庁、厚生労働省、こども家庭庁	茨木市			宮城県、前橋市、神奈川県、長野県、飯田市、豊橋市、半田市、大阪府、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、熊本市	○障害者等にとって障害福祉サービスを受けるために都度必要となる医師の意見書の申請・発取の負担は大きく、オンライン申請などの活用促進はその負担が大きく軽減され、もって障害者総合支援法の基本理念である「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する」ものであることから本提案に大いに賛同する。 ○当面においても、行政手続のオンライン化を推進するとして、医師の診断書等の原本添付がオンライン化の阻害要因となっている手続が存在する。	現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年末までにオンライン化する検討を進めている。 そのよて、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がwebやマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。 こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。	「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）の「医療現場の負担軽減のための手続のデジタル化等」の項目において、医療機関又は医師が患者に対して行う交付の手続のデジタル化等にても言及があるが、それら含めて、障害福祉等の各制度の申請に伴う意見書等の様式の統一化や、オンライン申請書及に重要と考えられる医師の作成負担の軽減の取組（電子フォームによる入力等）等の各種取組を検討いただきたい。 なお、「令和3年12月31日現在の意識し方針（令和4年5月27日公表）」の「各府省における行政手続オンライン化方針　一覧表（令和3年12月31日時点）」によると、障害者総合支援法における「介護給付費等の支給決定の申請」については、「当該事務は自治事務のため、手続き方法は自治体が規定する」と記載されている。医療機関は複数地方公共団体の住民を対象に医師の意見書等の発行を行うことも多く、地方公共団体間でフォーマット等のばらつきがあると、医療機関の負担が非常に大きくなり、オンライン化の進捗や、ひいては地方公共団体の事務負担軽減を阻む要因になりかねない。従って、自治事務ではあるが、意見書等の電子的提出について、国で標準的なルールやフォーマットを示していただき、それを参考とし、各地方公共団体の地域の実情に合わせたオンライン化を行うことが、オンライン化の普及において重要と考えられる。 また、各体障害者手帳や自立支援医療費の支給認定申請は、市町村が申請受付窓口となり、都道府県へ進達する事務であるところ、これらの事務のオンライン化に当たっては、申請の処理プロセス全般を通じてオンライン化を可能とすることが重要であることも念頭に置いて検討いただきたい。
95	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	児童扶養手当の支給要件における事実婚の判定基準に関する考え方の見直し	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様にある場合（以下「事実婚」という。）」の判断基準について、事実婚か否かという判断に性別は関係ないと考えられることから、「児童扶養手当の取扱に関する留意事項について」（平成27年4月17日厚生労働発第0417001号）及び関係資料を改正し、同性パートナーに関する記載の修正を求める。 また、同性パートナーに限らず事実婚か否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る事実婚の解釈について、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和55年6月23日児企第26号）において「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しており、（中略）事実婚が成立しているものとして取扱う」とあり、「社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」の有無の判断基準・考え方が「児童扶養手当の取扱に関する留意事項について」及び関係資料「児童扶養手当の事実婚に関する自治体に対する照会の結果（概要）」で示されているが、通知の発出された平成27年当時とは社会情勢や価値観等が大きく変化しており、実情に合わないものが存在している。 具体的には、当県では同性のパートナーシップ制度を設けている市町村があり、当該制度上では事実上婚姻関係にあるものと認めているのに対し、当該通知等において「受給資格者と同姓である者との同居である場合には、基本的に事実婚は成立していないものと考えられる」との記載があることから、児童扶養手当においては事実婚と認めないこととなり、同一の地方公共団体内での扱いに矛盾が生じている。そもそも、「父又は母と生計を同じくしていない児童が異成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する」という児童扶養手当法の目的に鑑みれば、共同生活を行っており、生計を一つにしている者に手当を支給することが適当かどうかという判断については、性別により判断されることが適当であると考えられる。 また、同性パートナーの場合に限らず、事実婚の判定については多種多様の事例があり、判断が困難であるものが多いことから、地方公共団体ごとに異なる判断が行われている可能性がある。	事実婚の判断について、保護者及びそのパートナーの性別により判断することが適当であるということを明確化するとともはそその他の多種多様な事例についての考え方の積重・追加を行うことにより、同性のパートナーシップを制度を採用している地方公共団体を含め、各地方公共団体における法の趣旨に照らした適切な判断の実現に寄与する。	「児童扶養手当法」（昭和36年法律第238号）第3条第3項、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和55年6月23日児企第26号11（1））、「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」（平成27年4月17日厚労局発第4170001号） 「児童扶養手当の事実婚に関する自治体に対する照会の結果（概要）」【主な判断に送う事例の内容】	こども家庭庁	奈良県			札幌市、宮城県、宮城県、高崎市、荒川区、八王子市、神奈川県、川崎市、相模原市、小松市、滋賀県、京都市、広島市、徳島県、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、別府市	○海外で婚姻、日本では同性婚が認められていないため、同性である者との同居である場合には、基本的に事実婚は成立していないものと考えられることから児童扶養手当においては事実婚と認めないこととになり手当支給対象となっている。婚姻（事実婚）関係があり同一生計であれば性別によらず判断されることが適当であると考えられる。 ○事実婚については受給資格者から生活実態を聞き取り、判断を行っているが、手当を受給する例としては、明確な基準が示されていないで、実質として事実婚であったことが後から分かり、手当を遡及して返還する必要が生じることとなってしまう例がある。事実婚の定義をより明確化する必要がある。事実婚を疑われた受給者からは、事実婚ではないことを証明する手段を求められる場合もあり、具体的な事例をもとに、必要最低限の例示が必要である。 また、婚姻できる年齢が引き下げられたことにより児童の事実婚の事例が増えることが考えられるため、事実婚を認知に係る判断基準の照示をめる。 ○受給者が同性の方と同居しているケースがあるが、示されている基準に基づき同性であることをもって、事実婚とは判断していない。 同性、異性問わず事実婚の基準が明確化されていないため、各自治体によりが判断が異なっていることもあると考えられるため、「社会通念上」の解釈について、一定の基準を示していただきたい。 ○当市においてもパートナーシップ制度を採用しており、現に、同性のパートナーと生活をしている者に児童扶養手当の受給資格を認定している事例がある。 性の多様性を認めていく中では、性別によらず、生活の実態が事実婚状態に該当するか否かによって、受給資格が認められるか判断をしていく必要があるものと考える。 ○当市も同様に、事実婚の判断に迷う事例が多いため、同性パートナーに限らず事実婚か否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを求める。 ○当市では同性パートナーによる事例は発生していないが、制度設計から年月が経過したことにより、シェアハウスの扱いなど、事実婚の判定が困難なケースが発生しており、総合的な対応が求められる。	児童扶養手当法上の「婚姻」については、婚姻の届出を主としていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある場合（以下「事実婚」という。）を含むこととしている。 事実婚の解釈については、いわゆる内縁関係の夫婦の場合であって、戸籍上の届出をしていないが、社会通念上の夫婦ではないが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する場合をいうものとされており、「性別は関係ない」とする事実はない と考える。 また、事実婚の認定については、原則として同居していることを要件とするが、頻繁に定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合等には、同居していなくとも成立しているものと取り扱うよう、判断基準をお示ししたところ。 引き続き、お示しした判断基準に基づき、適切に認定いただきたい。	自治体のパートナーシップ制度に基づくパートナー同士の関係性には様々な態様があり得るが、今般の社会情勢を鑑みると、戸籍上の性により戸籍上の届出をしていないため法律上の夫婦ではないが、「社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する（状況に該当するケースがあるとの声が複数に寄しいる、関係に他自治体において、手当受給者である母子が、当該母子の生計費の補助を負担し、かつ当該受給者がパートナーと認める女性の自宅に転居している事例があった。 パートナーシップ制度は、自治体によりその内容・効果は様々であるが、導入自治体の多くで、公営住宅における同居親族要件を満たすものとして取り扱われている。同性間のパートナーシップにおけるパートナーも、児童扶養手当制度における扶養義務者として位置づけられれば、上記公営住宅における取扱いと齟齬が生じ、同一の団体であるのに制度によって解釈が異なるという事態が生じている。 また全国では、本年７月25日時点で224の自治体がパートナーシップ制度を導入しており、導入団体の人口は全国の5割を超えている（出典「みんなのパートナーシップ制度」）。内閣府男女共同参画局の調べによれば、1月4日時点の導入状況は147自治体であり、急速に導入が進んでいる状況である。 このような社会情勢を踏まえ、「事実婚」の解釈について、「『性別は関係ない』とする事実はないと考える」との貴省回答の根拠をお示しいただきたい。 加えて、同性パートナーの場合に限らず、事実婚の判定については、判断が困難な事例が多いため、全国的な調査を行い、判断の基準・考え方を示すことを重ねてめる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【神奈川県】 当該手続については令和7年までにオンライン化する方針が示されているが、障害者等の負担を速やかに軽減するため、令和7年を待たず、可能な限りオンライン化を前倒ししていただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンラインにできない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。 そのうえで、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、デジタル庁がGoogleやマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。 こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。	5[デジタル庁(4)]【厚生労働省(21)】 身体障害者福祉法（昭24法283）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭39法134）、介護保険法（平9法123）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平14法151）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平16法149）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。	性質上オンライン化できない手続を除く、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続のオンライン化	令和7年までにオンライン化する検討を進めている	「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」（令和3年6月1日規制改革推進会議）に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を令和7年までにオンライン化する検討を進めている	行政手続のオンライン化に向けた方針などを踏まえ、引き続き、検討を進める。
【佐世保市】 事実婚に「性別は関係ない」とする事実はないとの解釈については、現在の法律等の定義上やむを得ないと理解している。しかしながら、多様な生き方や価値観が尊重される時代へと進化していく中にあることから、事実婚か否か等、全国共通認識での判断を行えるよう、調査・検討のうえ判断基準や考え方を示していただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		児童扶養手当法上の「婚姻」においては、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある場合（以下「事実婚」という。）を含むことといているが、その前段階として、まずは恋法第24条における婚姻の定義に同性婚が含まれるかどうかの判断が必要であると考える。 ただし、現在、どのように児童扶養手当の受給者の家庭環境や属性、事実婚を判定されているかの状況について把握することは、今後の児童扶養手当制度を適切に運営する上で重要であると考えるため、まずはこの点について令和5年度末を目途に調査を実施することとしたい。	5[厚生労働省] (34)児童扶養手当法（昭36法238） （ｉ）児童扶養手当の支給要件（4条1項）については、地方公共団体における適切な判断に資するよう、令和5年中に事実婚の場合等を含め児童扶養手当の支給の実態等に関する調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。	(34)（ｉ） 検討中	未定	児童扶養手当の支給要件について、地方公共団体における事実婚の場合等を含めた児童扶養手当の支給の実態等に関する調査について検討。	児童扶養手当の支給要件について、令和5年中に事実婚の場合等を含め児童扶養手当の支給の実態等に関する調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同提供者	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
168	Ⅱ 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し	以下のとおり社会福祉施設に関する調査の簡素化を求める。 ①内容に重複が見られる調査の整理・統合（施設数・定員・従事者数等） ②調査頻度の削減及び調査時期の統一（年度報告調査の統一等） ③オンライン化の推進と基本情報入力の簡素化（インターネット回答の拡大、法人・事業所番号による基本情報の自動入力、前回回答の表示等）	【現状】 社会福祉施設に関する調査は、統計法に基づく一般統計調査として、都道府県・指定都市・中核市を対象に、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的として実施されており、国から都道府県・指定都市・中核市に調査が行われるものと、国から民間事業者を通じて直接施設等に対して調査が行われるものがある。 【主な調査】 社会福祉施設等調査（毎年度）、介護サービス施設・事業所等調査（毎年度）、福祉行政報告例（毎年度）、福祉行政報告例第54、54の2（毎月）、地域児童福祉事業等調査（対象毎に3年周期で実施） 等 【支障】 人員体制の限られた社会福祉施設等にとって、本来業務の傍ら、多数の調査内容を都度理解し、数値を集計、回答票を作成・報告することは、休憩時間にも作業が必要となるなど、大きな負担となっている。また、対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う地方公共団体の負担も大きい。「福祉行政報告例」では年度報告が48項目（県の場合）と多数にのぼり、期限が4月末であるため、調査経路となる市・県福祉事務所や本庁関係課は業務繁忙期に集計を行っている。 【負担の具体例】 「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所等調査」（毎年10月１日調査）では、法人名、施設名、施設所在地等の施設の基本情報をその都度記入している。また、定員（又は在所者数）や従事者数等、内容に重複項目がある。 「福祉行政報告例」においては、老人ホーム、児童福祉施設、保育所、幼保連携型認定こども園の定員、人所者数、退所者数、措置人員等を調査しているが（翌年度４月末報告）、調査時期が異なる「社会福祉施設等調査」にも同様の調査項目がある。 「福祉行政報告例」において、保育所及び幼保連携型認定こども園の在所者数は、老人ホーム、児童福祉施設等の他の施設と異なり、毎月報告が必要である（第54・54の２）。 インターネットによる調査回答は、「社会福祉施設等調査」では児童福祉施設等と幼保連携型認定こども園のみ、「介護サービス施設・事業所等調査」では居宅サービス事業所（医療関係）と介護医療院のみが可能とどっている。	調査への回答に伴う施設・事業所及び地方公共団体の負担軽減が図られる。	統計法第19条、第20条、福祉行政報告例記入要領及び審査要領、社会福祉施設等調査の実施について（厚生労働省から毎年調査時期に発出）、介護サービス施設・事業所調査の実施について（厚生労働省から毎年調査時期に発出）	厚生労働省、こども家庭庁	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、明石市、洲本市、豊岡市、川西市、三田市、たつの市、和歌山県、徳島県、関西広域連合		札幌市、宮城県、仙台市、茨城県、水戸市、高崎市、埼玉県、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、滋賀県、大阪府、大阪市、高槻市、堺市、広島市、高知県、熊本市、延岡市	○当県における障害福祉サービス施設・事業所は運営法人単位でも約3,000か所にものぼり、事業所数ではそれ以上である。また当県の場合は、本県業務の特徴として中小規模の事業所が多く、人員体制の限られた障害福祉サービス施設・事業所等にとって、本来業務の傍ら、多岐にわたる多数の調査内容を都度理解し、個人情報の流失に注意しながら、数値を集計、回答票を作成・報告することは、残業を行ったり休憩時間にも作業が必要となるなど、大きな負担となっており、重複している調査については法定休もある。また対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う県職員の負担も大きい。「福祉行政報告例」では年度報告が48項目（県の場合）と多数にのぼり、期限が4月末であるが、当該時期は事業所の報酬にかかわる4年制度の提出締め切りが4月15日、登録作業が4月30日と業務繁忙期でもあり、そのような状況で調査集計も行っており、担当職員は連日深夜まで残業を毎年行っている状況である。 ○当県の福祉行政報告例の対象施設数は1,322施設により、取りまとめ等における業務の負担が大きい。	○当県における障害福祉サービス施設・事業所は運営法人単位でも約3,000か所にものぼり、事業所数ではそれ以上である。また当県の場合は、本県業務の特徴として中小規模の事業所が多く、人員体制の限られた障害福祉サービス施設・事業所等にとって、本来業務の傍ら、多岐にわたる多数の調査内容を都度理解し、個人情報の流失に注意しながら、数値を集計、回答票を作成・報告することは、残業を行ったり休憩時間にも作業が必要となるなど、大きな負担となっており、重複している調査については法定休もある。また対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う県職員の負担も大きい。「福祉行政報告例」では年度報告が48項目（県の場合）と多数にのぼり、期限が4月末であるが、当該時期は事業所の報酬にかかわる4年制度の提出締め切りが4月15日、登録作業が4月30日と業務繁忙期でもあり、そのような状況で調査集計も行っており、担当職員は連日深夜まで残業を毎年行っている状況である。 ○当県の福祉行政報告例の対象施設数は1,322施設により、取りまとめ等における業務の負担が大きい。	○当面における障害福祉サービス施設・事業所は運営法人単位でも約3,000か所にものぼり、事業所数ではそれ以上である。また当県の場合は、本県業務の特徴として中小規模の事業所が多く、人員体制の限られた障害福祉サービス施設・事業所等にとって、本来業務の傍ら、多岐にわたる多数の調査内容を都度理解し、個人情報の流失に注意しながら、数値を集計、回答票を作成・報告することは、残業を行ったり休憩時間にも作業が必要となるなど、大きな負担となっており、重複している調査については法定休もある。また対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う県職員の負担も大きい。「福祉行政報告例」では年度報告が48項目（県の場合）と多数にのぼり、期限が4月末であるが、当該時期は事業所の報酬にかかわる4年制度の提出締め切りが4月15日、登録作業が4月30日と業務繁忙期でもあり、そのような状況で調査集計も行っており、担当職員は連日深夜まで残業を毎年行っている状況である。 ○当県の福祉行政報告例の対象施設数は1,322施設により、取りまとめ等における業務の負担が大きい。	○統計の統計調査について 「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」では、基本票（都道府県等に配付する調査票）により施設の基本情報を得ているところ、基本票の配付時点では、調査票の対象となるかは不明であるため、法人名、所在地等の施設の基本情報に重複項目があるが、仮に周調査の対象となった場合でも都度記入の必要がないよう、前回調査結果を記載した上で配付している。 また、「社会福祉施設等調査」の調査対象となる施設・事業所が介護保険法（平成９年法律第123号）の規定に基づく指定を受けている場合（例えば、障害福祉サービスの居宅介護サービス）には、当該施設・事業所に「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」の調査票が送付されることとなるが、それぞれの調査で調査対象とする事業ごとの「サービスの提供状況」等を把握するため、同じ項目でも把握内容の重複はない。 「福祉行政報告例」及び「社会福祉施設等調査」の重複については、「福祉行政報告例」は自治体に対して各法律の施行状況等の報告を求めているが、「社会福祉施設等調査」については、施設に対して詳細な施設の状況について報告を求めるものであり、調査対象が異なるものである。 「福祉行政報告例」の月報（報告表第54表、54の2表）の年度報告等については、子ども を取り巻く様々な社会環境の変化等に対応した施策に資するよう、運営費の算定や障害児保育施策の関係で、保育所等の直近の各月の実施状況が必要となるため月報のままとしたい。また、年度報の報告表提出期限の変更に向け各所管部局と検討してまいりたい。 インターネットによる調査回答については、令和5年調査より「介護サービス施設・事業所調査」の詳細票（施設・事業所に配付する調査票）の全票について実施を予定している。「社会福祉施設等調査」において、今後、インターネットによる調査回答の拡大に向けて検討してまいりたい。 ○子ども局の統計調査について 地域児童福祉事業等調査は、社会福祉施設等調査等では対象外の認可外保育施設を調査対象としており、他の調査との整理・統合は困難とない。 本調査は政府統計調査であり、調査企画や総務省への申請の早期化に努めるなど、十分な調査期間をとるよう努めてまいりたい。 また、記入負担を軽減できるよう、前回調査時の基本情報（法人名、施設名、施設の所在地等）を調査の際に提供することとしたい。	人員体制の限られた社会福祉施設等にとって、本来業務の傍ら多数の調査に対応することや、対象施設・事業所の精査や報告のとりまとめを行う地方公共団体の負担が問題となっているため、個々の調査項目の存置にこだわらず、政府統計として必要な情報や頻度、関連調査等との連携可否を精査し、抜本的に調査の整理・統合、簡素化を図られたい。なお、第１次回答において示された個別の内容に対する当県見解は以下のとおり。 福祉行政報告例と社会福祉施設等調査は調査対象が異なるとはいえ、福祉行政報告例において報告しているデータは各施設の定員、入所者数等の積算であり、社会福祉施設等調査において全数調査を行っている場合は、調査時点（福祉行政報告例は年度末、社会福祉施設等調査は9月30日現在）を統一することにより、その内容を活用できると考える。 福祉行政報告例の月報は調査頻度が高いため、他の施設とは大べて保育所等の負担が大きく、また事後の訂正報告も多いため、年度後半になる程訂正箇所が増加するなど、地方公共団体の負担も大きくなる。このため、他の施設等と同様に年度報とするか、必要があれば具体的な用途を明示した上での随時調査とすべきである。社会環境の変化等への対応の必要性は一定理解するが、調査精度がどのように施策に反映されているかがなかなかいづらいため、月報を維持するのであれば、どのように施策に反映されるかを具体的に示されたい。 インターネットによる調査回答は、同時期に実施される類似の調査において、方法が統一されないことは煩雑であるため、回答者の負担が軽減されるよう、その利便性にも考慮しながら、早急に拡大を図るべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
—	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		ご指摘の統計調査については、今後とも政策立案上の必要性及び利活用状況も踏まえ、どちらの調査項目により目的が遂せられる又は代替が可能であれば、調査項目から削除する等、見直しを行うことにより、記入者負担の軽減を図ってまいりたい。 統計調査における調査時期については、いつの時期のデータが調査目的に適し、利用価値が高いかという観点から定めることが必要であると同時に、被調査者の事情も十分考慮して設定する必要があり、施設・事業所にも調査票（詳細票）を配付する社会福祉施設等調査については、年度初め・年度末は、一般的に従事者の異動の時期であり、施設等において入退所者の動きが多い業務繁忙期であることを考慮しつつ、そのように、調査時点を10月1日とすることで、国勢調査等の結果を活用することにより、定員・在所者数の人口比の算出が可能となるほか、年度末に多くの入所者が退所し、年度初めから年度末にかけて増加する傾向がある施設等について、平均的な数値の把握が可能となる。これらの点を踏まえると調査時点を変更することは困難である。 一方、福祉行政報告例の「定員」「入所者数」欄等について、例えば社会的養護の施策（措置等）の推進等においては、社会的養護を必要とする対象児童数等の実態や政策目的の達成状況を数量的に把握するため、福祉行政報告例で年度中の児童福祉施設入所者数、退所者数及び年度末時点の定員に対する実入所者数を集計・利用することが必要であるが、社会福祉施設等調査の静態の数値（9月30日時点の在所者数）の活用ではその目的が果たせず、調査時点を10月1日に変更することは困難である。 また、福祉行政報告例の報告表第54表、54の2表を月報から年度報とすることについては、年度報化に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、インターネットによる調査回答については、複数の回答方法（紙及びインターネット）を用意することで、回答者（施設・事業所）の選択の幅が広がり利便性に資すると考える。現状、社会福祉施設等調査は、一部の調査票が紙による回答のみとなっていることから、インターネットによる調査回答の拡大について、次期調査に向けて検討してまいりたい。	5【厚生労働省】 (48)統計法（平19法53） 社会福祉施設に関する調査については、政策を企画立案するとの必要性及び利活用状況を国から地方公共団体等への調査依頼に可能な限り明示する、その上で、介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・介護サービス施設・事業所調査詳細票については、令和5年度調査から、オンラインによる調査等を拡充する。 ・社会福祉施設等調査詳細票においてオンラインによる調査等を拡充することについては、令和6年の当該調査に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・福祉行政報告例（報告表第54表及び54の2表）の月報については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前文 通知	令和5年2月24日、同年3月31日及び同年4月14日通知	・「令和5年度福祉行政報告例の実施について（依頼）」（令和5年2月24日付け政統発0224第2号）にて、調査の必要性や利活用状況を明示した。 ・「令和5年社会福祉施設等調査の実施について（通知）」（令和5年3月31日付け政統発0331第1号）にて、調査の必要性や利活用状況を明示した。 ・「令和5年介護サービス施設・事業所調査の実施について（通知）」（令和5年4月14日付け政統発0414第1号）にて、調査の必要性や利活用状況を明示した。	
					1ポツ目 システム改修	令和5年度	令和5年調査からオンライン報告を可能とする介護サービス施設・事業所調査詳細票の電子調査票開発を行った。	令和5年度にオンライン調査の運用準備を行い、令和5年調査から全ての介護サービス施設・事業所調査詳細票のオンライン調査を実施する予定。（9月頃知予定）
					2ポツ目 システム改修	令和6年度	社会福祉施設等調査詳細票について、令和6年調査における全ての調査票に、オンラインによる調査等を拡充する方針とした。	令和5年度に、令和6年度予算要求を行い、令和6年調査から拡充予定。
					3ポツ目 調査計画の変更	令和6年度	福祉行政報告例（報告表第54表及び54の2表）の月報について、令和6年度調査から年度報に移行する方針とした。	令和5年度に、令和6年度調査の調査計画の変更（総務省への申請手続）を行い、令和6年度調査から年度報に移行予定。（令和6年2月通知予定）

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
172	Ⅱ 地方に対する規制緩和	11.その他	市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	市町村結婚新生活支援事業における添付書類（所得証明書）の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	【現行制度】 補助要件（夫婦の合計所得が400万円未満）を確認するために、所得証明書の提出を求めている。 【支障事例】 転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 【支障の解決策】 新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。 ＜参考＞ 令和2年度　交付決定件数：52件　うち支障事例件数（※）：28件 令和3年度　交付決定件数：60件　うち支障事例件数（※）：27件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。	地域少子化対策重点推進事業実施要領	こども家庭庁、デジタル庁、総務省	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村		花巻市、千葉市、高知県	○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの課証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請済付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。 令和3年度　交付決定件数：19件　うち支障事例件数（※）：15件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（第２条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。 補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。 なお、当該事業の事務処理については、実際上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。	結婚新生活支援事業における所得証明書の提出については、国の「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められていることから、各自治体が独自に提出の要否を設定できるものではないと考えられる。そのため、国においてマイナンバー情報連携の対象拡大が図られない場合、転入者は、これまでと同様に課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出しなければならず、申請時の負担が大きい状況が改善されない。 また、令和3年度に538市区町村であった本事業の実施自治体数は、令和4年度では629市区町村と増加し、全自治体の約3分の1にのぼることから、本事業に対するニーズは高いものと捉えている。 本事業を新たにマイナンバー情報連携の対象に加えることにより、申請者の負担軽減につながるとともに、事務手続の利便性が向上されることで事業としての魅力が高まり、実施自治体の増加も期待される。少子化対策のさらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
—	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。		当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であることから、所得要件確認のためのマイナンバー連携についての法令化は困難であるが、事業実施自治体への転入後における申請にあたっては、課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出となることにより、申請者の負担が増大しているということも承知している。 申請にあたっての負担軽減に努めている自治体の取組を内閣府から情報提供し、積極聞き回ることと、申請者の負担軽減につなげるとともに、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討する。 また、ご提案のような支障事例があることを踏まえ、マイナンバー法第19条第9号に基づく情報連携の在り方について検討してまいりたい。	５【内閣府（11）】【個人情報保護委員会（５）】【デジタル庁（13）】【総務省（29）】 結婚新生活支援事業 結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。 また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前段：結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続について、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。	令和4年11月に地方公共団体へ情報提供済。	令和4年9月～10月にかけて事業を実施する全自治体に対し、申請者の負担軽減に資する取組事例について調査を実施。集計結果について令和4年11月にフィードバックを実施。	
					後段：令和4年度中に得た結論に基づいた措置について検討中	検討中	「第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにて、「今後、地方公共団体の独自利用事務がマイナンバー法別表に掲げる事務に準じることが必ずしも明確でない場合においても、行政運営の効率化及び国民の利便性向上を目的とし、個人情報保護委員会が認める場合であれば、情報連携を行うことができるよう」にすることが示された。	「第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の内容を踏まえて、検討する。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
204	Ⅱ 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。	児童手当の支給事務は原則市町村が行っているが、児童手当法第17条の規定により、国家公務員は所属する各省各庁の長、地方公務員は所属する地方公共団体の長が支給事務を行うこととなっており、受給資格者が「公務員⇒非公務員」や「非公務員⇒公務員」へ変更になると併せて申請先も変更になるといった、利用者にとって理解しにくい制度となっている。 また、児童手当法第４条第３項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。 受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、申請漏れにより、不支給期間が生じる支障が発生している。 併せて、個実的な変更ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。	申請先が異なることによる申請漏れがなくなり、児童手当等の不支給期間の発生が抑制され、住民サービスが向上する。 今後、児童手当の仕組みを活用した国の政策等による事務が発生した場合も、住民は迅速にサービスを受けられ、市町村はスムーズに事務を行うことが可能になる。	児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条	こども家庭庁	利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市		札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀県、京都市、防府市、山陽小野田市、高松市、福岡県、佐世保市、熊本市、別府市	○当市でも同様の事例が発生しており、全国の自治体に共通して生じる支障であることを考えると、当該提案による改善が望ましい。 ○公務員分の児童手当も市町村が支給事務を行うことにより、申請先が統一され、支給漏れが減少することが期待される。また、児童手当の仕組みを活用した給付金の支給については、公務員も含めて居住地の市町村から支給するため、特に単身赴任の方で児童が別住所にある者など、申請が必要となる公務員分の情報把握に時間と労力がかかった、このため、公務員分も公務員の児童手当等の認定・支給等の事務については、住所地の市町村長が行うようにすることが適当であると考える。 ○児童手当法第４条第３項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。 受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、不支給期間が生じる支障が発生している。 併せて、個実的な変更ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。 ○児童手当法第４条第３項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。 受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、不支給期間が生じる支障が発生している。 併せて、個実的な変更ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。 ○児童手当法第４条第３項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。 受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、不支給期間が生じる支障が発生している。 併せて、個実的な変更ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。	○当市でも同様の事例が発生しており、全国の自治体に共通して生じる支障であることを考えると、当該提案による改善が望ましい。 ○公務員分の児童手当も市町村が支給事務を行うことにより、申請先が統一され、支給漏れが減少することが期待される。また、児童手当の仕組みを活用した給付金の支給については、公務員も含めて居住地の市町村から支給するため、特に単身赴任の方で児童が別住所にある者など、申請が必要となる公務員分の情報把握に時間と労力がかかった、このため、公務員分も公務員の児童手当等の認定・支給等の事務については、住所地の市町村長が行うようにすることが適当であると考える。 ○児童手当法第４条第３項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。 受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、不支給期間が生じる支障が発生している。 併せて、個実的な変更ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。 ○児童手当法第４条第３項の規定により児童を監護する者のうち所得の多い者が受給資格者となるため、例えば、夫婦において、一方は公務員、もう一方は個人事業主等の年によって所得の変動が大きい者である場合においては、後者の所得の変動によって、毎年のように申請先の変更を伴う受給者の変更を行わなければならない事例もある。 受給者の変更が発生した場合、変更の事由の発生月に申請を行わなければ翌月の支給が行われないなど、不支給期間が生じる支障が発生している。 併せて、個実的な変更ではないものの、令和2年度からは児童手当の仕組みを活用した給付金の支給が複数回行われているが、当該給付金は、児童手当と異なり公務員も含めて居住地の市町村から支給したため、公務員分の情報把握等に時間や労力がかかり、結果として給付が遅れる等の支障が生じた。	児童手当及び特例給付（以下、児童手当等という。）については、住所地の市町村長が認定・支給等の事務を行っている。 公務員に対して支給する児童手当等については、一般事業主における事業主負担相当分及び国庫負担又は地方負担相当分を合わせて所属庁の長が負担しており、他の一般事業主の場合のように税出金の徴収事務を不要とするとともに給付事務を一元的に行うことといている。 公務員の児童手当等の認定・支給等の事務について、住所地の市町村長が行うようにすることについては、公務員の児童手当等に係る費用負担の変更や市町村における業務増など実務面の対応等の論点に留意し、慎重な検討を要するものと考えている。	当町在住の公務員分の児童手当支給事務は増加となりますが、人事担当課でマイナンバー連携による確認を行い対応している当町職員の児童手当の認定支給事務は不要となり、役所全体の業務量でみた場合、精通した部署に業務が一元化されることによる効率化が見込まれます。 また、平成27年に共済年金が廃止され、公務員等も厚生年金に加入するよう年金制度が改正されたことからも、社会保障においても公務員のみを別建てにする必然性は薄れていると言え、児童手当制度についても制度や仕組みの一元化が必要であると考えます。 一元化するにあたっては費用負担割合の変更が必要となりますが、公務員分についても公務員以外の方と同様の費用負担とし、普通交付税にて調整するとともに一つの方法として考えられます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【伊勢市】 市町村における業務増とあるが、公務員の採用・退職及び会計年度任用職員の共済組合員資格取得・喪失（短期組合員は除く）、未婚間の所得逆転による受給者変更等に伴う受給資格の消滅・認定事務が軽減される。 本提案の趣旨は、支障事例にもあるように、認定・支給事務を行う主体が市町村と所属庁で異なることにより生じている受給者の不利益や手続きの負担を軽減することを目的としていることをご理解いただきたい。 また、令和4年10月から共済組合員の適用範囲が拡大され、公務員・非公務員の区分がより複雑になることから、住民サービスの向上のため、前向きに制度改正を検討していただきたい。 【福岡県】 業務を行う市町村の業務増など実務面での対応等について慎重な検討をいただくことは当然であるが、所属庁の業務がより煩雑となることがないように再度お願いしたい。 また、制度改正に対応するための環境整備に要する期間や費用も勘案いただく等、所属庁にも配慮した慎重な検討を再度お願いする。 ※具体的な検討内容は「補足資料」のとおり	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 その際には、都道府県及び市町村双方に更なる負担が生じることのないよう留意すること。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	平成27年の被用者年金の一元化で公務員等も厚生年金に加入するようになるなど、社会保障において公務員のみを別建てにする必然性は薄れていると言え、児童手当制度についても制度や仕組みの一元化が必要ではないか。 一元化については、内閣府子ども・子育て本部から地方公共団体に対して、昨年のアンケートで意向等について聞き、今年のブロック説明会では検討状況について示してきたところであり、地方公共団体においては期待感を持っていると考えられ、一元化に向けた検討を行っていくべきではないか。 退職する公務員について、居住地の市町村に情報提供し、市町村から受給者本人にプッシュ型の通知をすることはできないか。個人情報の共有も、法律で規定する方法や本人同意を得る方法があるのではないか。 通知による制度の周知だけでなく、申請漏れを少なくするために何ができるかを検討するべきではないか。	児童手当の支給等の事務を住所地の市区町村に一元化することの提案については、費用負担の変更のほか、特に公務員が多く居住する自治体の支給等の業務を逼迫すると考えられたため回答である。今回、支障事例として挙げられている、いわゆる「請求漏れ」等については、従来から年に2回、所属庁への周知徹底・注意喚起をお願いしているところであるが、さらに、請求者ご本人、所属庁それぞれの立場に立って必要な手続きを整理した分かりやすいガイドラインを新たに作成するとともに、その周知に努めることで、「請求漏れ」等が生じないよう取り組んでいきたい。 また、提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点にある、住所地市区町村から退職した公務員にプッシュ型で通知する案については、所属庁や市区町村の事務負担が増加すると考えられることから、必要に応じて所属庁・市区町村の意向も調査しながら、検討していきたい。	5【内閣府】 （5）児童手当法（昭46法73） （ⅱ）児童手当及び特例給付の認定、支給等の事務の5ち受給資格者たる公務員が退職する場合等における事務については、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための方策として、公務員が退職した場合の認定の請求に資するガイドラインを作成し周知することや、退職後に居住市町村（特別区を含む。）から当該受給資格者に対して認定の請求を促す通知をすることを検討し、令和5年中に結論を得る、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、児童手当及び特例給付の請求漏れを生じさせないための事務処理の在り方については、上記措置の状況等を踏まえ、必要な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前段 検討中	令和5年中	請求者ご本人、所属庁それぞれの立場に立って必要な手続きを整理した分かりやすいガイドラインを作成すべく、具体的な内容や周知方法等について検討を行っている。	令和5年中に結論を得るべく、引き続き検討を行う。
					後段 検討中	前段の措置の状況等を踏まえ、検討を行う。	前段について検討を行っている。	前段の措置の状況等を踏まえ、検討を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
231	A 権限移譲	03 医療・福祉	保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること	認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすることを求める。 なお、上記の対応が難しい場合は、保育関係施設に係る各法令において規定されている届出事項を法令改正により統一することを求める。	認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業等）、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合には届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。 保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出る必要があることから、事業者等においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要が生じるなど負担が大きく、加えて、届出漏れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。また、届出事項において、地方自治体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。 以下に変更届の具体例を示す。 幼保連携型認定こども園変更届（認定こども園法） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届（認定こども園法） 児童福祉施設変更届（児童福祉法） 変届の保育事業等変更届（児童福祉法） 一時預かり事業変更届（児童福祉法） 病児保育事業変更届（児童福祉法） 認可外保育施設変更届（児童福祉法） 特定教育・保育施設変更届（子ども・子育て支援法） 特定地域型保育事業者変更届（子ども・子育て支援法） 特定子ども・子育て支援施設等変更届（子ども・子育て支援法） 業務管理体制変更届（子ども・子育て支援法）	変更届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができることとなり、各施設・事業の変更届出事項を統一するなどの対応が可能となる。 これにより、事業者等における変更届出事項への認識が高まり、事業者や地方自治体の事務負担の軽減が図られる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則	文部科学省、こども家庭庁	浜松市		高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市	○各届出の必要事項を統一することについては特に問題はない。 ○当市においても、1つの施設が、複数の施設又は事業としての位置づけがなされているため、法令により変更事由によって変更手続が必要または不要であったり、手続きの必要性も統一されていない。また、一つの変更事由で複数の法令にもとづく変更届を提出しなければならないが、様式も統一されていなかったり、事業者の書類作成及び自治体職員による確認に時間を要し、大きな負担になっている。届出事項の統一及びシステム等の活用による手続きの一本化が必要であると考える。 ○施設種類によって、届出を要する内容が異なる場合があり、それが事業者や地方自治体の負担増の一因になっていると思料する。また、地方自治体が把握する必要性の乏しい届出事項もあると感じている。 ○法における届出事項を検討し、例えば全国統一の様式を規定するなど、事業者及び行政の負担軽減により効果が多大にあると考えます。 ○変更届の様式が多岐にわたることから、統一されることが望ましいとは思うが、条例等で定めるのではなく法により定める必要があると考える。	施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例等でも自治体が任意で事項を定めることができないようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。	認定こども園や保育所などにおいては、1つの施設において一体的に様々な事業を実施していることから、複数の法令が関係し、届出事項に変更が生じた場合には、該当する施設・事業に応じた変更届の提出が必要になります。特に、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあります。 しかし、施設・事業の種類により変更届出事項が異なること、また、届出時期に事前と事後のものが混在していることから、事業者側の認識不足による届出漏れが散見する事態が生じており、地方自治体としても、変更届出事項に該当するかの確認や届出漏れが生じていないかの確認などの事務が発生し、制度が複雑になっている結果として、双方における事務負担が大きなものとなっています。 また、変更届出事項のうち、幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「保育を必要とする子ども」に係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子ども」に係る利用定員」（教育保育概要）、「教育及び保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」、保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有すること」を証する書類」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援提供者が届け出ることとされている「役員の氏名、生年月日及び住所」、「設置者又は事業者の定款、寄附行為等」、一時預かり事業や病児保育事業を行う者が届け出ることとされている「条例、定款その他の基本的欠」、「事業を行おうとする区域」、「職員の定数及び職務の内容」、「主な職員の氏名及び経歴」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が届け出ることとされている「業務管理体制の整備に関する事項」等、通常の施設・事業の管理運営では使用しない情報や、届出の内容として重複する情報など、届出の必要性が低いものがあります。この届出の必要性については、地方自治体により判断が生じることは無いと考えられます。そのため、指摘のとおり見直しが困難とのことであるのであれば、各届出事項の必要性を明確に示していただきたいと考えます。 変更届出事項を施設・事業ごとの特性を考慮した最低限の事項に統一することで、事業者における変更届出事項の認識が高まり、届出漏れの解消が見込まれる他、地方自治体における事務負担が軽減されます。また、変更届出事項を統一することで、法令毎の届出ではなく、各法令を網羅した共通様式での変更の届出ということも可能になり、事業者側及び地方自治体の事務負担が大幅に軽減されます。 以上より、変更届出事項について、条例等で各自治体が任意で事項を定めることができないようにすること、又は、法令改正により統一することを求めます。
232	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること	認定こども園施設整備交付金について、都道府県を通じた間接補助では迅速に、国から政令指定都市等への直接補助とすることを求める。	認定こども園の幼稚園機能部分等に活用される「認定こども園施設整備交付金」については、都道府県を通じた市町村への間接補助であることから、都道府県の予算化が必要であるしかし、都道府県の予算スケジュールに合わせると、都道府県の予算化を待たなければならず、機動的な施設整備事業の執行ができない。また、都道府県の補助金交付要綱にも縛られることから、国の補助金交付要綱よりも上乗せされた変更交付申請等の事務が負担となっている。 一方で、認定こども園の保育所機能部分等に活用される「保育所等整備交付金」については、既に国から市町村への直接補助の仕組みとなっており、都道府県の予算化や補助金交付要綱に縛られることなく事業の実施が可能となっている。そのため、認定こども園施設整備交付金においても、国から政令指定都市等への直接補助が可能であると考えられる。 なお、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、現在設立が検討されているこども家庭庁への移管が予定されている。この機会に、両交付金が国から政令指定都市等への直接補助となり、同じ取扱いになることを求める。	国から政令指定都市等への直接補助とすることで、都道府県の予算スケジュールや補助金交付要綱に縛られることなく、効率的な事務の執行が可能となる。 また、将来的に財産処分の手続きを行う場合にも、都道府県を経由した手続きが不要となり、行政の効率化が図られる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱第3条	こども家庭庁	浜松市		札幌市、岩手県、宮城県、八王子市、川崎市、相模原市、静岡県、豊田市、滋賀県、広島市、徳島県	○協議等の締切日について、国の締切前に都道府県の締切が設定されるため、事務作業期間が非常に短い、交付金に関する質問について、都道府県を通して問い合わせをするため、回答に時間がかかる。 ○特に「保育所等整備交付金」と「認定こども園施設整備交付金」が関連する幼保連携型認定こども園の施設整備において事務が非常に煩雑になっており、抜本的な改善を求めたい。 ○認定こども園の施設整備費は、文科科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければなって

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
—	—	平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあり、制度ごとに届出事項が異なることから、誤りも多く発生しており、事業者、地方公共団体の双方において事務負担が増大している。特に、 ・幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「千千て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」 ・保育所の設置者やへき地保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」などは、そもそも届出事項として不要ではないか。 認定こども園法に規定する届出事項は法律で規定され、その他の届出事項は省令で規定されている。制度間のバランスをとりつつ、特性に応じた実務のより一層の効率化を図る観点から、届出事項は必要最小限とすべきではないか。 事業者ごとに必要な届出事項が即座に分かるような、デジタル化の観点からの改善方法はないか。	施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の免例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実施等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。 一方で、8月4日開催の「地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会」の提案団体提出資料において示された現在の変更届出事項の簡易整理表について、自治体や事業者の手続に資するよう、関係府省が連携してより正確な一覧表を作成することにまずは取り組みたい。 なお、現行制度においても、各法令で様式が定められていないものについて、各自治体の実情を踏まえて業用の様式を作成することは可能である。	5【内閣府（1）】【文部科学省（2）】【厚生労働省（5）】 児童福祉法（昭22法164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）及び子ども・子育て支援法（平24法65） 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。	事務連絡	令和5年6月8日発出	事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体宛て通知した（「児童福祉法等に規定する変更届出事項に関する一覧表 について」（令和5年6月8日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡））。	
					検討中	令和5年度中	各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえた点検の検討を行っている。	令和5年度に、自治体に対して届出事項の必要性に関する調査を行う。
—	【全国知事会】 都道府県の意向も確認の上、課題等の整理を行う必要がある。	概算要求に向けて、一本化について前向きに検討中という説明があったが、提案の趣旨は当該交付金を、国から都道府県を介した間接補助から指定都市への直接補助とすることであり、提案の趣旨を踏まえ実現されるよう検討していただくとともに、その検討状況について、subPリングにおいてお示しいただきたい。	ご提案の内容は、一本化に向けて具体的な内容を検討中である。一本化にあたっては両交付金の趣旨や目的に照らし、また、主体となっている都道府県や他の市町村の意見も踏まえ対応を検討することとしたい。	5【文部科学省】 （20）認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	交付要綱	令和5年度早期	ご提案を踏まえ、両交付金を一本化し、地方自治体への直接補助とするよう結論を得た。	両交付金を一本化し、国から都道府県を介した間接補助から地方自治体への直接補助にすることとした交付要綱を令和5年度早期に発出する。